高知県食品海外ビジネスサポーターの旅費等に関する運用規程

（目的）

第１条　この規程は、高知県食品海外ビジネスサポーター（以下「サポーター」という）の旅費の運用について定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　１　サポーターの支援とは、ビジネス相談、ビジネス情報の調査、商談サポート等の役務の提供をいう。

　２　会長とは、公益社団法人高知県貿易協会会長をいう。

（受益者負担）

第３条　サポーターの支援を受けようとする者は、役務の提供に要する旅費等について負担しなければならない。

　ただし、会長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（経費の範囲）

第４条　前条に定める旅費・通信費等の範囲は、航空券、鉄道賃、タクシー利用料金等交通費、宿泊料金及び商談サポートに必要な飲食費及びWIFIレンタル料など国際通信に必要な費用の実費相当額とする。

（補則）

第５条　この規程に定めるもののほか、旅費等の運用及び必要な事務手続きに関しては別に定める。

（付則）

この規程は、令和元年１２月１日から施行する。